



被扶養者では **なくなります!**

あなたの被扶養者となっている方が、次のようなケースに該当するときは被扶養者ではなくなります。この場合「被扶養者申告書」に必要書類を添え、組合員被扶養者証とともに勤務先の共済担当課を通じて、共済組合へ提出してください。



共済組合に **届出** が必要です!

1 被扶養者が就職して、
勤め先の健康保険等の
被保険者となったとき



6 同居が条件の被扶養者と別居したとき

※被保険者の配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母など直系尊属以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。

2 個人事業を始めたとき

3 認定限度額である
年収130万円(月額108,334円)
以上の収入があるとき



7 別居後、被扶養者の収入額を上回る
仕送りがないうとき

※仕送りは毎月、銀行等の金融機関からの振込が必要です。
(原則として、毎月の自動送金に限ります。)

4 雇用保険を受給する(給付日額が3,612円以上)
こととなったとき

8 離婚したときや死亡したとき



5 60歳以上の公的年金等の受給者
または障害年金受給者で
年額180万円以上の
収入があるとき



日頃から被扶養者の収入額を
把握しておくことが重要です。



ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課
または共済組合保健課までお問い合わせください。

添付書類が
省略できる
ようになりました

従来、被扶養者の認定および取消の申告をする際は確認書類として、所得証明書、住民票謄本を添付していただいていたのですが、マイナンバーを利用した情報連携が可能になったため、所得証明書および住民票謄本については、原則省略可能となりました。ただし、下記に該当する場合は、従来どおり確認書類の添付が必要です。

- 所得証明書の情報について共済組合が情報提供を受けることに同意いただけない場合
- 共同扶養等で被扶養者以外の人の所得証明書が必要な場合
- 同居または別居を要件とする被扶養者の認定・取消申告をする場合(「住民となった日」の確認)